



# 『内裏女中月次続歌』考

小山 順子

## 要旨

日本文学史および和歌文学史において、中世後期は女性の活躍がほとんど知られない時代である。著名な女性作者も存在せず、作品もほとんど伝わらない。そうした中、国立歴史民俗博物館蔵高松宮旧蔵本『内裏女中月次続歌』は、文明十六年（一四八四）から文明十八年にかけて行われた八度の三十首続歌を収めるもので、出詠歌人のうち十三名が女性であることが特徴である。室町時代後期の女性歌人による詠歌は、これまで断片的にしか伝わらなかったため、女性歌人に関する貴重な資料である。『内裏女中月次続歌』の出詠歌人を比定し、どのような出自・経歴であったのかを検討すると、後土御門天皇の近親者もしくは身近に仕えていた後宮女官を中心とすることが判明する。また、『内裏女中月次続歌』が披講・参会を伴わない短冊のみの詠進であり、これは禁裏の月次和歌を模したためと推測する。さらに、勅撰和歌集撰進の希望が残っていたこの時代、勅撰和歌集を視野に入れた催しであった可能性を考えたい。



はじめに

日本古典文学史における女性作者の活動・作品を辿ると、低調なのが、中世後期である。王朝時代、後宮を背景として女性作者たちが多くの作品を残し、それらの中には紫式部『源氏物語』や清少納言『枕草子』のように、文学史上で重要な位置を占めるものもある。しかし女性による作品は減少し、中世後期には著名な作品は見られなくなる。和歌においても同様で、『万葉集』以来、額田王や和泉式部など著名な女性歌人は数多いが、中世後期になると、女性歌人の存在感は薄い。和歌文学史上に名を残す中世後期の女性歌人は皆無に近いと言つてよい。

筆者は、前稿「室町時代の女性歌人たち」（『中世文学』60、平27・6、以下「前稿」とはこの論文を指す）において、女性歌人の様相を、断片的にはあるが比較的知ることができると後土御門天皇期の女性歌人たちから考察した。中世後期の女性歌人の詠作は、家集・詠草も残されておらず、まとまって伝わることが非常に稀である。そうした状況の中で、近年紹介された資料が国立歴史民俗博物館蔵高松宮旧蔵本『内裏女中月次続歌』である。内容については後に詳述するが、この歌書は、中世後期の女性歌人の詠作がまとまって伝わる、貴重な資料である。前稿は、女性歌人の活動やその特徴について概観することを目的としたため、『内裏女中月次続歌』には詳しく触れられなかった。小稿は、『内裏女中月次続歌』（以下、女中続歌と略す）について、その内容や催しの性格を分析し明らかにすることを目的とする。

## 一、内容

室町時代の和歌活動・歌書について、網羅的にまとめた基礎的研究は、井上宗雄『中世歌壇史の研究 室町前期』（初版昭39・改訂版昭59・風間書房）・『同 室町後期』（初版昭47・改訂新版昭62・明治書院）である。また同書に所収される「室町前期歌書伝本書目稿」「室町後期歌書伝本書目稿」は、作品名や資料所蔵機関、作品の内容を整理したものであり、現在に至るまでまず参照されるリストである。しかし小稿で検討する『内裏女中月次統歌』は、「室町前期歌書伝本書目稿」に挙げられておらず、井上著書にも関連する記述は見られない。

国立歴史民俗博物館蔵高松宮旧蔵本『内裏女中月次統歌』が紹介されたのは、国立歴史民俗博物館資料目録「8—1」『高松宮家伝来禁裏本目録「分類目録編」』（平21・国立歴史民俗博物館）の当該項目であった。なお、他に伝本の存在を聞かない孤本である。その後、武井和人・酒井茂幸「未刊室町後期歌会資料——釈文と略解題——（一）」（『研究と資料』68、平24・12）によって、『内裏女中月次統歌』（以下「女中統歌」と略す）の翻刻と解題が出された。書誌を、前掲『高松宮家伝来禁裏本目録「分類目録編」』の当該項目と武井・酒井両氏の調査によって挙げる。

所蔵機関整理番号0346（ふ函97）。江戸中期写。袋綴一冊。縦28・0 cm、横20・3 cm。表紙は藍色水玉文で原表紙。表紙左肩の題簽に外題「内裏女中月次統歌<sup>文明</sup>」と墨書する。外題は靈元天皇宸筆。内題「内裏女中月次統歌」。半丁十三行、和歌一首一行書き、詞書は二字下げで記す。奥書なし。

収められる八度の三十首統歌の催行年次は、①文明十六年三月二十八日・②文明十六年四月三十日・③文明十七年四月九日・④文明十七年五月二十一日・⑤文明十七年六月十九日・⑥文明十七年七月二十一日・⑦文明十七年八月二

十九日・⑧文明十八年三月二十九日である（丸数字は後掲の表①に対応）。

本書の特徴は何よりも、全十八名の出詠歌人のうち十三名が女性であり、この時代の女性歌人のまとまった詠作を伝える点にある。全二四〇首のうち、女性歌人による詠歌は一七三首。女性による家集・詠草類が伝わるこの時代にあつて、女性による詠歌が多数まとめて伝わるのは非常に貴重である。また、本書によつてしか、詠作活動ならびに詠歌を知らない歌人も含んでいる。

なお、女中続歌の八度の三十首続歌の日付を記録類にあたつても、関連する記事は管見に入らない。そのため、成立事情などは一切不明である。女中続歌には後宮女官が出詠しているが、彼女たち自身が記した『お湯殿の上日記』にも、女中続歌に関する記述は一切見られない（この点については後述）。資料の真偽については慎重を期さねばならないが、人物の呼称や注記にも矛盾は特に無い。注記は①に集中しており、5 番歌作者「阿子丸」に「不遠院宮」、8 番歌作者「南御方」に「伏見殿御母」、12 番歌作者「勾当」に「兵部卿典侍」、14 番歌作者「ちやち」に「上らふ伏見殿」、16 番歌作者「新内侍」に「三位殿」とある（歌番号はわたくしに通し番号を付したものをを用いる。以下同）。この中で、12 番歌作者「勾当」にある傍記「兵部卿典侍」は、正しくは「民部卿典侍」である（勾当内侍・四辻春子は文亀元年（一五〇一）に典侍に昇り、民部卿典侍と称している）。この箇所は、唯一の明らかな誤りであり、転写時の誤写と推測されるが、他の注記は、筆者が資料と照らした限りで正確である（但し、不遠院宮の幼名と伏見宮邦高親王上臈の名は、本資料以外に確認できない）。また、靈元天皇宸筆の外題を有し、高松宮家に旧蔵されたという本書の伝来を鑑みても、資料の信憑性は高いと判断される。

## 二、出詠歌人たち

まず表①に、八度の三十首統歌の出詠歌人の表記と、人物比定、それぞれの出詠歌数をまとめた。表では、男性（A～E）、皇女（F・G）、後宮女官（H～P）、伏見宮家女官（Q・R）の四つのグループに分け、それぞれの中で歌数の多い順に並べた。また、八種の全てではないが、出題者と頭役（当番役）が記されているものがあるので、それをつとめた人物には「題」「頭」と記している。LとMは呼称が異なるが同一人物であると考えられるので、歌数は合計したものを括弧内に示している。

表①

I	H	G	F	E	D	C	B	A	略称
大典侍	上臈 <small>二位殿</small>	岡殿	安禅寺宮	道一	<small>不達院宮</small> 阿古丸	邦一	勝一	無記・御製	出詠歌人
広橋頭子	花山院兼子	大慈光院	芳苑惠春	仁和寺宮道永法親王	尊伝法親王	伏見宮邦高親王	勝仁親王	後土御門天皇	人物比定
2	頭2	1	2	2	1	2	2	題3	①
2	2	1	2	／	頭1	2	題2	3	②
2	2	1	2	2	1	2	題2	2	③
2	2	1	2	／	1	2	2	2	④
2	頭2	1	2	／	1	2	2	題2	⑤
2	2	／	2	／	1	2	2	題3	⑥
2	2	／	頭2	／	1	2	題2	4	⑦
2	頭2	1	2	／	2	2	題2	3	⑧
16	16	6	16	4	9	16	16	22	計

R	Q	P	O	N		M		L	K	J
伏見殿御母 南御方	上臈伏見殿 ちやち	新内侍 三位殿	目々典侍	旧上臈	権典侍	権大典侍	新典侍	新大納言	勾当・長橋	新大典侍
庭田盈子	今出川教季女	四辻夏子	広橋守子	三条冬子	万里小路命子	万里小路命子	勸修寺房子	勸修寺房子	四辻春子	庭田朝子
2	2	1	2	/	/	/	/	2	2	2
2	2	1	1	2	/	2	/	2	1	2
2	2	1	1	2	1	1	/	/	2	2
2	2	1	1	頭2	2	/	2	/	2	2
2	2	1	1	2	2	/	2	/	2	2
2	2	1	2	2	2	/	2	/	頭2	1
2	2	1	2	2	1	/	1	/	2	2
1	2	1	2	/	2	/	2	/	2	2
15	16	8	12	12	(13)		(13)		15	15

本書の作者名は、「大す」「ながはし」「めゝす」など、『お湯殿の上日記』に見られるような女房詞で記されている。これらの正式な表記は「大納言典侍」「勾当内侍」「目々典侍」となる。これは、清書にも女官が当たったためと推測される。なお、⑤の出題者は「この御所さま出題」と記されている。「この御所さま」という呼称も『お湯殿の上日記』に頻出する呼称で、天皇を指している。そのため、⑤の出題者も後土御門天皇を指すと考えてよい。

次に、AからQまでの歌人について、出自と略歴を紹介する。ゴシック体で示した数字は、文明十六〜十八年までの年齢である。皇女・後宮女官については前稿でも取り上げ紹介した人物が含まれ、内容が重複することを断つておく。なお、当該時代の女性に関しては、歴史学からの貴重な研究成果が備わり、本稿でも多くを参照した。皇女全体にわたる研究として、大塚実忠「比丘尼御所歴代(一)〜(五)」(『日本仏教』26〜28・31・32、昭41・5、昭42・

8、昭43・7、昭45・2、昭45・9)と『歴史のなかの皇女たち』(平14・小学館)所収「皇女一覽表」および同書第四章菅原正子「中世後期——天皇家と比丘尼御所」を参考にした。後宮女官については、奥野高廣『皇室御経済史の研究』(昭17・畝傍書房)第四章「宮女」・同氏『戦国時代の宮廷生活』(平16・続群書類従完成会)第二編第一章「宮女」と角田文衛「後宮の残照(2)室町時代」(『国文学 解釈と教材の研究』25—13、昭55・10)が、基礎的情報をまとめている。特に湯川敏治『戦国期公家社会と莊園経済』(平17・続群書類従完成会)補論第二章『御湯殿上日記』に見る宮廷の女性たち——文明期を中心に——は当該時代の女官に関する詳細な調査であり、本稿にも参照することが多かった。なお、各出詠歌人についての個別研究がある場合は、参考として挙げた。

#### 男性歌人

A無記・御製：後土御門天皇(一一四四—一一五〇〇)。後花園天皇の第一皇子。母は藤原孝長女信子(嘉樂門院)。

諱は成仁。長祿元年(一一五七)親王宣下。寛正五年(一一四六)七月、踐祚。翌六年、即位。天皇の即位後、程なく起こった応仁・文明の乱は前後十一年に及んだ。政務は意のままにならないことが多かったが、応仁以来中絶した朝議の再興に努め、また廷臣に命じて書写活動を盛んに行った。和歌を飛鳥井雅親に学ぶ。歌集に『紅塵灰集』『いその玉藻』『後土御門院御百首』がある。連歌を愛好し、明応五年(一一四九六)には准勅撰連歌集『新撰菟玖波集』を奏覧されている。なお同集に一〇八句入集。42〜44

歳。

B勝……勝仁親王、後の後柏原天皇(一一四六—一一五二六)。A後土御門天皇の第一皇子。母は丁庭田朝子。文明十二年(一一四八〇)親王宣下。明応九年(一一五〇〇)十月に踐祚するも、費用が調達できず、即位礼を挙げたの

は即位後二十二年が経った大永元年(一五二二)に至ってからであった。治世は和歌再興の時代と言われる。歌集に『柏玉集』があり、三玉集の一として近世に重視された。『新撰菟玖波集』に五七句入集。21〜23歳。

C邦……伏見宮邦高親王(一四五六—一五三二)。伏見宮第五代。貞常親王の第一皇子、母はR庭田盈子。初名は邦康、

文明六年(一四七四)四月に元服し邦高と改名、後土御門天皇の猶子となる。同年六月に親王宣下、同七年に式部卿宮、同八年に二品に序せられる。永正十三年(一五一六)に出家、法名恵空。妻は今出川教季女(貞敦親王の母)と今出川公興女(海覚法親王の母)。和歌を飛鳥井雅親と三条西実隆から学ぶ。安養院と号す。

歌会・定数歌を収めた家集四種六本の他、自筆詠草が伝わる。『新撰菟玖波集』に十九句入集。29〜31歳。

D不遠院宮阿古丸：尊伝法親王(一四七二—一五〇四)。後土御門天皇の第二皇子。母はJ庭田朝子。文明八年(一四七六)八月二十二日、青蓮院に入室。同二十八日、親王宣下、尊敦と名を賜る。長享二年十二月に青蓮院で得度、明応二年四月に戒壇院で受戒。同年十二月に隠遁するが、勝仁親王の諭止により、翌年二月に青蓮院に帰住。『新撰菟玖波集』に六句入集。13〜15歳。

E道……仁和寺宮道永法親王(?—一五三五)。仁和寺上乘院門跡。仁和寺御室。法諱は初め道什、のち道永。蓮華院・下河原殿と号す。俗名は高平。貞常親王の皇子、母はR庭田盈子。後土御門天皇の猶子。文明四年(一四七二)に親王宣下。同七年に仁和寺に入寺・得度、のち上乘院に転住。『新撰菟玖波集』に七句入集。

皇女

F安禪寺宮：芳苑恵春(一四三四—一四九〇)。後花園天皇の第一皇女。母は嘉楽門院藤原信子で、後土御門天皇の同腹の姉にあたる。嘉吉元年(一四四二)八月、安禪寺に入室。後に安禪寺に入室する後土御門天皇の第三皇女・寿岳恵仙を幼時から養育していた。51〜53歳。c.f.西口順子「天皇家の尼寺——安禪寺を中心に——」

『中世の女性と仏教』(平 18・法蔵館)所収、菅原正子「中世後期の皇女たち」(『歴史のなかの皇女たち』  
(平 14・小学館)第四章第二部)

G 岡殿：大慈光院宮。生没年未詳。後土御門天皇第一皇女。母は丁庭田朝子。文明九年(一四七七)四月に得度。  
後宮女官

H 上臈：花山院兼子(二四四八—一五一三)。花山院持忠女。日野富子に仕えていたが、文明四年(一四七二)頃から親王時代の後土御門天皇の寵愛を受ける。第二皇女(保安寺宮)・第三皇女(寿岳惠仙、安禪寺宮)・第三皇子(仁悟法親王)・第四皇子(下河原上乘院宮)の母。初め東御方と呼ばれていたが、文明十一年(一四七九)上臈となる。後土御門天皇崩御の後、明応九年(一五〇〇)従二位に叙せられ、二位局といった。37歳。

I 大納言典侍：広橋頸子(二四二九—一五〇二)。広橋兼郷女。永享五年(一四三三)典侍となる。文正元年(一四六六)四月に従四位下、明応九年(一五〇〇)十月に従三位に叙せられる。56歳。c.f. 木村洋子「後土御門天皇の大納言典侍・広橋頸子について——お湯殿の上の日記をもとに——」(『総合女性史研究』7、平 2・8)

J 新大納言典侍：庭田朝子(一四三七—一四九二)。庭田重賢女。初め、近衛局と称して足利將軍家に仕えていたが、親王時代の後土御門天皇の寵愛を受ける。文明五年(一四七三)典侍となる。第一親王(B勝仁親王)・第二皇子(D尊伝法親王)・第一皇女(G大慈光院宮)の母。死の前日に三品に叙され、没した日に准后に任じられ、蒼玉門院の女院号を賜る。永正元年(一五〇四)贈皇太后の尊称を贈られる。48歳。50歳。

K 勾当内侍：四辻春子(一四三五—一五〇四)。南家高倉家の生まれであるが、四辻季春の養女として出仕。文正元年

（一四六六）四月、勾当内侍。以後、後土御門天皇御世を通じて勾当内侍を務める。文龜元年（一一五〇）三月、典侍に昇り、民部卿典侍と称す。『新撰菟玖波集』に三句入集。室町物語『はにふの物語』の作者と伝えられる他、書写事蹟も残る。50～52歳。c.f. 吉野芳恵「室町時代の禁裏の女房——勾当内侍を中心として——」（『国学院大学大学院紀要（文学研究科）』13、昭56）

L 新大納言・新典侍：勸修寺房子。生没年未詳。勸修寺教秀女。少女の頃から勝仁親王の女官として仕えていたが、後土御門天皇から寵愛を受け、新大納言局と称し、文明十七年（一一八五）五月に典侍となり新典侍と呼ばれる。第四皇女（智円、安禪寺宮）・第五皇女（理琇、宝鏡寺）の母。明応九年（一一五〇）に後土御門天皇の崩御のため落飾、同年十月從三位に昇進。

M 権典侍・権大納言典侍：万里小路命子（一一四三—一一四八）。万里小路冬房女。母は広橋兼郷女であるので、J 広橋頭子は母方の叔母にあたる。後土御門天皇の即位式で褰帳典侍をつとめる。文明八年、父冬房の補陀落山詣のため謹慎、権典侍に降格される。文明十四年十一月九日から同十六年三月二十九日まで、内裏を下り足利義尚の寵愛を受け、文明十四年十一月に義尚の正室（日野勝光女、富子の姪）が出家している（大乗院寺社雑事記）。後に出家、瑞林院と号す、法名真砂、道号蓮啓（尊卑分脈）。32～34歳。

N 旧院上臈：三条冬子（一一四三—一一四八）。後花園天皇上臈。左大臣三条実量女。嘉吉元年（一一四一）生、延徳元年（一一四八）没。文明二年（一一七〇）十二月の後花園院崩御により、翌年に退廷。院崩御の際に出家していないことから、後花園院から寵愛を受けるのではなく、女官として仕えていたらしい。退廷後も、三条邸から参内して女官としての勤めを果たしている。『新撰菟玖波集』に四句入集する「前左大臣女」に該当するか。從三位。42～44歳。c.f. 吉野芳恵「室町時代の禁裏の上臈——三条冬子の生涯と職の相伝性につ

いて——」（『国学院雑誌』 85—2、昭59・2）

○目々典侍：広橋守子（一四六五—一五二九）。広橋綱光女。J 広橋顕子の姪。文明十五年（一四八三）十一月に初出仕で典侍、明応二年（一四九三）権大納言典侍。大永元年（一五二二）四月に従四位。出家し、法名昌誓、道号繁悦（尊卑分脈）。20 5 22 歳。c.f. 木村洋子「室町時代中・後期女房職相伝をめぐって——大納言典侍広橋家を中心に——」（『家・社会・女性——古代から中世へ——』〈平9・吉川弘文館〉所収）

P 新内侍：四辻夏子（一四六二—一四九七）。文明十一年（一四七九）十二月に新参して新内侍とあった。K 四辻春子の姪。B 勝仁親王の寵愛を受け懐妊するも、明応六年（一四九七）に難産のため母子ともに死去。没後、三位を贈られる。法名、嘉雲禅尼（尊卑分脈）。23 5 25 歳。

伏見宮家女官

Q ちやち：今出川教季女。生没年未詳。文明十一年（一四七九）八月、伏見宮に出仕。<sup>(2)</sup> 伏見宮後継者となる第一皇子・貞敦親王の母。従三位。

R 南御方：庭田盈子。生没年未詳。庭田重有女。貞常親王女官。C 邦高親王・E 道永法親王の母。他にも、天台座主・堯胤法親王、覚円法親王、天台座主・覚胤法親王、曼殊院門跡・慈運法親王、聖護院門跡・道応法親王を生んでいる。延徳三年（一四九二）十二月、従二位。

歌人の出自と略歴を通覧すると、この女中統歌の出詠歌人が、後土御門天皇の身近な人物で占められていることが判明する。後土御門天皇とその姉・息子・娘・猶子（血縁上は従兄弟）という近親者たち、天皇の後宮に仕える女官たち、そして猶子である邦高親王の母と妻である。

前稿でも述べたが、当時の後宮には、后は置かれぬ。経済的に困窮する当時の宮廷では、一個の独立した経営機関を必要とする后を置くことは、もはやできなかつた。また、天皇の外祖父となつてもさしたる利益をもたらさない状況は、後宮政策を重視させなくなつたのである。<sup>(3)</sup> 后の形で天皇の妻が置かれることは無くなつたが、天皇の寵愛を受け、その皇子・内親王を生んだのが、後宮女官たちであつた。大臣家より低い家格の女性たちが女官として仕え、その中で最も高い位が上臈である。上臈は必ずしも天皇の寵愛を受ける妻妾であるとは限らないが、後宮で最も高位の女官として位置する存在であつた。内侍司の長官が尚侍であるが、中世後期には尚侍は置かれず、典侍が長官である。しかし上臈は典侍より上席であるので、尚侍にあたる位置である。

H上臈・花山院兼子、J新大納言典侍・庭田朝子、L新大納言・勸修寺房子は、後土御門天皇の寵愛を受け、皇子・皇女を産んだ女性たちである。しかし、I大納言典侍・広橋頭子、K勾当内侍・四辻春子、M権典侍・万里小路命子、O目々典侍・広橋守子、P新内侍・四辻春子は、後土御門天皇の寵愛を受けた明徴は認められない（但し、P四辻夏子は、いつからかは不明であるが、勝仁親王の寵愛を受けている）。彼女たちは、後宮の実務にあつた女性たちであつた。大納言典侍は、後宮の奥向き総取締役にあたり、天皇の私的生活を統括し、勾当内侍は位は低いとはいえ、後宮の涉外にあたり、天皇の公的生活を統括する役目であつた。<sup>(4)</sup>

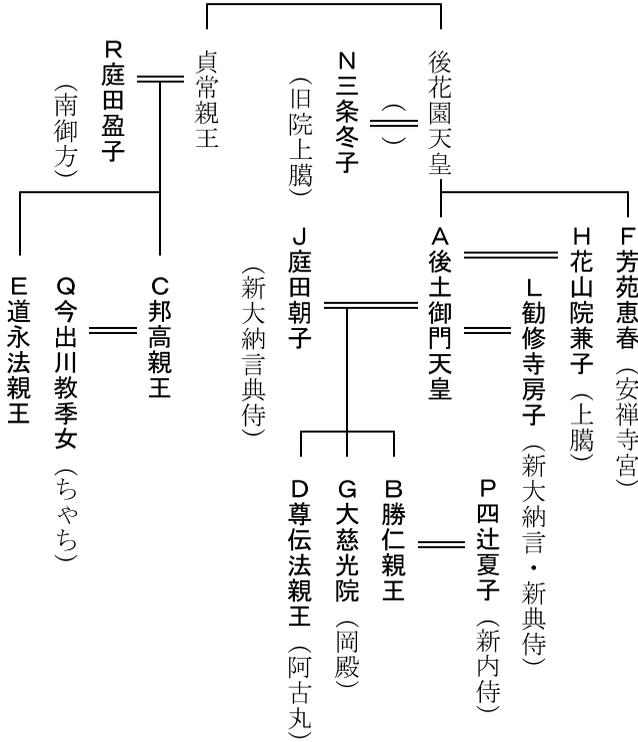
出詠していない女性についても触れておく。当時の後宮に仕えていたものの女中続歌に出詠していない女性たちには、中内侍・東坊城松子、あちやちや局・勸修寺藤子、伊予殿・和氣就子、播磨殿・賀茂尚子などがある。女官は、位の高下で上臈・小上臈・中臈・下臈の区別があつた。大臣・大中納言の息女で二位・三位の典侍を上臈、公卿および四位・五位の殿上人の息女を小上臈という。諸大夫・和氣氏・丹波氏・勘解由小路家・土御門家などの息女を中臈、諸侍や賀茂・日吉社などの社司の息女を下臈とした。伊予殿や播磨殿は、出自が高くなく、中臈・下臈にあたる。女

中統歌の出詠歌人は、上臈・小上臈にあたる身分の高い女官に限定されている。なお、中内侍・東坊城松子は小上臈にあたるが、他の和歌事蹟も管見に入らない人物である。

しかし勸修寺藤子は勝仁親王の寵愛を受け、明応五年（一四九六）には後の後奈良天皇となる第一皇子・知仁親王を生むこととなる女性である。L新典侍・勸修寺房子の妹でもあり、少女時代から勝仁親王に仕えていた。和歌事蹟も伝わり、文明十一年九月十七日宮御方月次御会と年次不詳冬日同詠三首和歌に出詠しており、彼女の和歌が残っている。<sup>(5)</sup>また、『お湯殿の上日記』文明十一年八月二十八日条によると、勝仁親王御方で酒会があり、「又御たうざ一つぎあり。とりかさねられてのち、御あちや／＼まいらせらるゝ」とあるので、当座和歌に彼女も出詠したことが知られる（なお文明十一年当時は十六才）。勸修寺藤子の出詠する和歌行事は、全て勝仁親王主催ではあるが、和歌の才を認められていたと判断できる。にもかかわらず、彼女が出詠していないことを顧みると、P新内侍・四辻夏子の参加は、勝仁親王の寵愛を受けていたからではなく、当代の勾当内侍・四辻春子の姪であり、次代に勾当内侍を後継する人物と目される立場であったためと推測される。当時、女官職は家職として、父方の叔母から姪へと相伝されるものであった。<sup>(6)</sup>〇目々典侍・広橋守子も同様に、次代の大納言典侍を継ぐ人物である。広橋守子と四辻夏子の出詠は、次代の後宮の実務を担う彼女たちに与えられた、詠歌の機会であったと考えられる。

女中統歌とは後宮の限られた女官のみが参加できるものであったと判断できる。その一方で、伏見宮家に仕える女官が出詠している。但し二人は単なる女官ではない。R南御方・庭田盈子は邦高親王の母、Qちやち・今出川教季女は後継者である貞敦親王の母である。特に南御方は『お湯殿の上日記』にもたびたび名が見え、天皇と季節の食物などの贈答を交わしている他、宮中に能見物のため衣被ぎで参内している記事も見え、『お湯殿の上日記』文明15・1・28）、後土御門天皇との親交が窺われる。ともあれ女中統歌には、邦高親王にとって最も重要な女性二人が加えられ

表②



ていることになる。

出詠歌人たちの関係を系図に示したのが、表②である。

- I 広橋頭子 (大納言典侍)
- M 万里小路命子 (権典侍)
- O 広橋守子 (目々典侍)
- K 四辻春子 (勾当内侍)

前稿では、作品本文が現存する資料を集成し、三度以上の出詠が知られる女性をこの時代の代表的な女性歌人として取り上げた。FからQまでの女性歌人の中、前稿に代表的な女性歌人として取り上げたのが、F安禪寺宮(芳苑惠春)・N旧院上臈(三条冬子)・H上臈(花山院兼子)・J新大納言典侍(庭田朝子)・I大納言典侍(広橋頭子)・M権典侍または権大納言典侍(万里小路命子)・K勾当内侍(四辻春子)の七名である。特にN旧院上臈(三条冬子)とK勾当内侍(四辻春子)は、日野富子とともに、後土御門天皇時代の女性歌人の中では、他の歌人と別格の立場にあったことを指摘した。

この時代の女性歌人の特徴として、前稿で指摘した点に、文明年間初期から活躍していた女性歌人が、その後も活躍を続け、若手が参入する機会が乏しかったことがある。後土御門天皇時代の女性歌人たちは、天皇よりも年長、もしくは同世代であることが多い。歌会等の催しに継続的に出詠する女性歌人たちの中では、M権典侍(万里小路命子)が最も若く、後土御門天皇より十歳年少である。それ以外には、若い歌人の活躍はほとんど見られない。

しかし、女中統歌には、前稿で取り上げた代表的な女性歌人に含まれなかった歌人たちも含まれている。特に、若手の女性歌人が参加しているのが特徴である。O目々典侍(広橋守子)とP新内侍(四辻夏子)は当時二十代前半である。G岡殿(大慈光院)は生没年不詳であるが、可能な範囲で推定を加えておく。大慈光院は、文明九年(二四七七)四月に得度している。F安禪寺宮が得度したのが八歳の時であったから、それに倣って考えるなら、文明二年(二四七〇)頃の生まれであろうか。だとすると、女中統歌の頃には十五〜十七歳となる。但し大慈光院は、戦乱を避けるためと推測されるが、幼少期から丹波国に下向しており、時折上洛するという生活を送っていたらしい。出家の時期にも幅を持たせて、おおよそ十代後半から二十歳前後と推定しておく(第一親王・勝仁親王と第二親王・尊伝法親王の間に生まれていることになる)。

もう一人、生没年未詳のL新典侍・勸修寺房子についても年齢を推定しておく。勸修寺房子は、勸修寺教秀（一四二六—一四九六）の娘である。教秀の子は、上から房子、政頭、藤子、三条実隆室である。<sup>(7)</sup>政頭が享徳三年（一四五四）生まれであるので、仮に二歳年長の一四五二年生まれとして、文明十六〜十八年当時は三三〜三五歳である。

なお、G岡殿・大慈光院、P新内侍・四辻夏子、R南御方・庭田盈子、Qちやち・今出川教季女については、他に詠歌が伝わらず、管見ではこの女中続歌所収歌のみが伝わる詠歌である。

### 三、成立について

先にも述べたように、諸記録類に女中続歌に関する記述は管見に入らず、成立事情などは一切不明である。しかし、残されたわずかな手がかりから、少しなりとも検討を加えておきたい。

本書には八度の三十首続歌が収められている。先に示したように、催行年次は①文明十六年三月二十八日・②文明十六年四月三十日・③文明十七年四月九日・④文明十七年五月二十一日・⑤文明十七年六月十九日・⑥文明十七年七月二十一日・⑦文明十七年八月二十九日・⑧文明十八年三月二十九日である。三年間で八度、毎月ではなく、頻度もまばらである。この女中続歌の催しがこの八度限りであったのか、収められたのがたまたまこの八度に限られたのかどうか不明である。

表に示したように、女中続歌には、「御頭」すなわち頭人（当番役）が置かれていた。①⑤⑧は上臈・花山院兼子、②は不遠宮・尊伝法親王、④は旧院上臈・三条冬子、⑥は勾当内侍・四辻春子、⑦は安禅寺宮・芳苑恵春がつとめている（③は記載なし）。出詠のみならず頭役まで主に女性がつとめていたことも、女中続歌の特徴である。この点に注

目すると、『邦高親王詠』（宮内庁書陵部蔵御所本五〇一・八二五、新編私家集大成邦高親王解題）に見える、「翫花 文  
明十六廿八 岡殿御頭」（90・91詞書）「顕恋 同」（92く94詞書）という、岡殿・大慈光院が頭役をつとめたとい  
う記述は、同種の女中統歌が文明十六年五月二十八日にも行われていた可能性を示唆している。女中統歌は、決まっ  
た日付で行われているわけではないが、③が四月九日、⑤が六月十九日であるほかは、二十日から晦日まで下旬に行  
われている。『邦高親王詠』の詞書に見える文明十六年五月二十八日の日付は、②と③の間に位置する。なお、②から  
③の間はほぼ一年が開いている。「岡殿御頭」の和歌の催しが月末に行われたものであることから、同種の女中統歌  
であつた可能性もある。<sup>(8)</sup>

主催者は不明であるが、出詠者が基本的に天皇の身近な人物であることから、後土御門天皇であると推測される。  
また女中統歌は、当座の披講を伴うものではなく、兼日で題が配られた統歌であつたと推測される。<sup>(9)</sup> その理由として、  
①の作者名の右肩にある傍記が挙げられる。4 「安禅寺宮」・6 「岡殿」・10 「大すけ殿」・11 「新大すけ殿」・15 「新  
大納言」・25 「大す」の右肩にはそれぞれ「後」の傍記、20 「めゝすけ殿」の右肩には「人進」の傍記がある。これ  
は、安禅寺宮・芳苑恵春、岡殿・大慈光院、大納言典侍・広橋頭子、新大納言典侍・庭田朝子、新大納言・勸修寺房  
子は詠進が遅れたこと、目々典侍・広橋守子は代理の者が詠進したことを示すものと推測される。特に、詠進が遅れ  
た者が五人もいたとすれば、披講が行われたのではなく、短冊を重ねた後に詠進されたものと考えるのが妥当である  
う。禁裏の公宴和歌が、正月の御会始以外は、基本的に参会を伴わず和歌懐紙もしくは短冊を詠進するのみのもので  
あることを顧みれば、女中統歌もそれを模していると考えられる。<sup>(10)</sup>

また、女中統歌の同日に重要な宮中行事が催されていることも確認できる。史料によつて、女中統歌の同日に禁裏  
で何が行われていたかを挙げる。

① 文明十六年三月二十八日には、宮中で御樂があつた。この御樂は、「伝聞、今日於<sub>二</sub>禁裏<sub>一</sub>有<sub>二</sub>御樂<sub>一</sub>云々、泚洲樂云々、是秘曲云々、後小松院御代以後今日始云々」(『後法興院記』同日条)、「今日於<sub>二</sub>禁裏<sub>一</sub>有<sub>二</sub>御樂<sub>一</sub>」「当年始云々」、有<sub>レ</sub>曲「甘州、只拍子」、去<sub>レ</sub>永廿八年之後無<sub>レ</sub>之、今度若年之輩俄相伝云々」(『親長卿記』同日条)とあるように、後小松天皇時代の応永二十八年(一四二二)以来絶えていた秘曲「泚洲樂」を再興するものであつた。『お湯殿の上日記』によると、御樂が始まつたのは九の刻。天皇のほか、勝仁親王・邦高親王・尊伝法親王・御喝食御所(誰を指すかは不明)も臨席している。夜になつて、邦高親王は還御した。

② 文明十六年四月三十日は、特別な事が行われていたことは確認できない。『お湯殿の上日記』にも「ことなる事なし」とある。

③ 文明十七年四月九日には、『お湯殿の上日記』によると「むかひの御所より御ふた御所」(誰を指すかは不明)が参内し、酒会が開かれている。その後、無聊を慰めるために和漢聯句が卷かれている。連衆は、天皇・勝仁親王・勸修寺経茂・源富仲・東坊城和長(宮内庁書陵部蔵456—45 『漢和聯句』に懷紙が現存する)。

④ 文明十七年五月二十一日には、北野社法楽連歌が卷かれている。『実隆公記』の同日条によると、連衆は天皇・勝仁親王・葉室教忠・海住山高清・三条西実隆・西洞院時頭(執筆)。『実隆公記』には「自<sub>二</sub>早朝<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>始<sub>レ</sub>之、晩頭事終退出」とあり、早朝から夕暮時までの長時間を掛けて催されている。

⑤ 文明十七年六月十九日には、特に行事は無い。『お湯殿の上日記』によると、義尚より瓜が届いているほか、天皇のもとには、笙の師である豊原繁秋が参内している。

⑥ 文明十七年七月二十一日には、切籠の勝負が行われ、上臈・花山院兼子、権典侍・万里小路命子、新典侍・勸修寺房子が酒を用意し、酒会を開いている(『お湯殿の上日記』)。

⑦ 文明十七年八月二十九日には、文字書きの勝負が行われている（『お湯殿の上日記』）。

⑧ 文明十八年三月二十九日には、三月尽連歌が巻かれている。『実隆公記』によると、連歌会のため参内の仰せがあったが、実隆は病のため不参加。この折の天皇と勝仁親王の句が『新撰菟玖波集』に入集する。『お湯殿の上日記』によると、邦高親王も加わっており、終功後、十種茶が行われている。

このように、特に①④⑧のように、禁裏で大きな催しが行われるその日に、女中統歌が披講・参会を伴って開催されたとは考えづらい。中でも④の北野社法楽連歌は、早朝から夕暮れまで及んでおり、天皇も勝仁親王も一日中それに掛かっていたのである。当座で和歌を詠む時間があつたとは考えられず、また披講を行うのも難しい。

これらの理由から、女中統歌が当座ではなく兼題の統歌であり、短冊を重ねた日が成立日として記されていると推測されるのである。

#### 四、背景

女中統歌とは、何を目的として企画されたものであつたのだろうか。女中統歌という催しの成立背景を探ってみよう。

女中統歌が催されたのは、文明十六年から十八年。禁裏の最も公儀の和歌行事である月次和歌は、応仁・文明の乱の最中であつた文明五年から内々で行われ、文明十三年正月に正式に再興された。女性歌人を中心とする女中統歌は、再興した月次和歌を模し、その縮小版の三十首統歌として企画されたものであつたと、ひとまずは考えられる。

注目されるのは、女中統歌が行われた文明十六年から十八年が、足利義尚によって、室町殿打聞と呼ばれ、『撰藻鈔』

と名付けられた私撰集の撰集が進められていた時期と重なっているという点である。義尚が打聞の編纂を始めたのは、文明十五年(二四八三)二月一日のこと。この日に打聞所が置かれ、以下、武家のみならず公家も撰衆に加えられ、精力的に撰進作業が進められた。既存の家集・詠草の収集だけではなく、打聞所では詠歌や着和歌も行われている。文明十五年十一月二十三日に向寒などの理由で一時中止、十六年八月二十三日再興。十一月十七日に歳末のため中止、翌十七年二月十八日に再興。文明十八年頃の状況は不明であるが、長享元年(文明十九年)一月四日、撰衆の一人であつた中院通秀は河内宏行(頼行)から打聞再興の話を聞いている。しかし長享元年九月、義尚の近江出陣で中止され、延徳元年(二四八九)三月に義尚が戦地で没したことで打聞撰集は途絶することとなる。<sup>(1)</sup>

室町殿打聞は、義尚が將軍として企画した大規模なものであつた。『撰藻鈔』の性格については、単なる私撰集というより、完成後に勅撰の論旨を賜り、勅撰集とすることを視野に入れたものであつた可能性が指摘されている。<sup>(2)</sup> 勅撰集の執筆を行う立場の室町將軍が率先して行う撰集が、周囲に勅撰集を意識させなかつたとは考えにくい。朝儀の再興を志した後土御門天皇にとつても、応仁の乱のため沙汰止みとなつた二十二代勅撰集の後の、新たな勅撰集への希望はあつたものと想像され、將軍の動向に無関心であつたとは思われない。しかも、撰衆の三条西実隆や中院通秀は天皇の近臣であり、また勸修寺政頭は寵愛する新典侍・房子の弟である。打聞の進捗は、天皇にも伝わつていたものと推測される。

勅撰和歌集には、女性歌人の詠が加えられなくてはならない。室町殿打聞の撰集のために集められた家集・詠草の中には、五名の当代女性歌人のものが含まれている。「前參議通俊女草通秀母也」「実隆公記」別記・室町第和歌打聞記・文明15・9・26)「儀同三司通淳女三時知恩院比丘尼智願」(同)「小槻嗣保女相室妻云々」(『十輪院内府記』打聞記・文明15・9・30)「鏡衣尼哥」(同・文明16・9・15)「東下総守妻藤原基覽女哥」(同・文明18・12・12)である。中院通秀の母、

通淳の娘は公家の母・娘であるが、他は地方武士の妻女である。「鏡衣尼」は、堯孝の娘の鏡秀尼であろうかとの指摘がある。<sup>(13)</sup>しかしこの五名は、禁裏もしくは室町幕府という〈中央〉からは外れる存在である。室町殿打聞が、当代の華ともいべき後宮女官・幕府女官の詠を視野に入れなかったとは考えられない。資料の裏付けはないが、後宮女官・幕府女官の詠歌も集められていた可能性は、きわめて高い。室町殿打聞と同時期に行われた女中統歌は、まとまった数の女性歌人の詠歌を用意するための、もしくはは、本格的詠作（百首歌や歌会・歌合）のための練習の場という意味があつたのではないか。

結果として、室町殿打聞は途絶したが、勅撰集の計画はその後、宗祇ら連歌師の働きかけにより、大内政弘の後援で、准勅撰連歌集『新撰菟玖波集』という形で明応五年（一四九六）に結実することとなる。<sup>(14)</sup>しかし、勅撰和歌集編纂の希望も、歌人たちにはかすかに残っていた。武井和人氏は、「廿一代集」という語の用例を調査し、『親長卿記』明応七年（一四九八）一月二十九日条、『宣胤卿記』文龜二年（一五〇二）五月八日条、同永正元年（一五〇四）四月二十二日条が最初期のものであり、一方、三条西実隆は享祿元年（一五二八）十月十三日の『実隆公記』に至って初めて「廿一代集」の語を用いていることを指摘している。武井氏は「廿一代集」という呼称に、勅撰和歌集の歴史が二十一代で終焉したという意識を読み取り、「代々集」という表現を使い続け、晩年に至って初めて「廿一代集」の語を用いたところに、実隆の絶望感・諦念を指摘する。この指摘を踏まえると、比較的早くに諦念が現れる甘露寺親長は別として、後土御門天皇御世には、勅撰和歌集への希望が、歌人たち——ひいては天皇にも、まだ残っていたと考えられるのである。

女中統歌も、まだ女性歌人が和歌に必要とされる、「勅撰和歌集」を念頭に置いた時代の所産であつた。義尚の室町殿打聞に必ずしも直結させはしないが、将来に編まれるであろう勅撰和歌集編纂を視野に入れ、女性歌人の充実と研

鑽を企図したものであった、と考えておく。

## 結び

最後に、女中続歌に関する周辺資料の乏しさについても触れておく。繰り返すが、女中続歌の催行に関する記事は、全く管見に入らない。女中続歌出詠者の中核は、後宮女官である。他ならぬ彼女たちが付けた記録である『お湯殿の上日記』の該当日条にも、女中続歌には一切触れられていないことは、第三節に詳述した。『お湯殿の上日記』は女官たちの手によるものであるとはいえ、彼女たち自身の日記ではない。あくまでも、お湯殿で彼女たちが仕える天皇なしし宮中の公的記録なのであるから、たとえ彼女たちが参加した催しであっても、記述が無いのは不自然ではないという見方は、ひとまず可能である。

しかし女中続歌には、女官だけではなく、天皇以下、親王・法親王という男性の貴顕も出詠している。女官が「天皇の」生活・活動を記録するという主旨から言えば、女中続歌も、天皇の和歌活動の一環として記録されてもよいと思われる。

女中続歌に関する記録が無い点について思い合わされるのが、旧院上臈・三条冬子と勾当内侍・四辻春子の『新撰菟玖波集』入集句である。三条冬子は四句、四辻春子は三句が入集しているが、いずれの句にも詞書は無く、詠作事情は一切分らない。他出文献も見出せず、出典に該当する百韻等も伝存を聞かない。連歌に女性作者が乏しいことについて、座の文芸に女性が男性と共に一座することに忌避意識があったという理由が指摘されているが、<sup>(16)</sup>『新撰菟玖波集』に入集している以上は、撰句資料となる作品があったこと、女性も連歌に加わる、もしくは女性たちによる連

歌作品があつたことは想定される。一条兼良の息子・尋尊による『大乘院寺社雑事記』（文明12・2・14、同3・22）には、足利義政が女中で毎日連歌に興じていること、また女性の連歌を「女房連歌」と呼び、非難している記述がある。このような女性による連歌が特殊なものであるのか、もしくは一般に敷衍できるものであるのか、判断しがたいが、女性たちも連歌に興じることがあつた事実は確認できるのである。しかしそうした作品は残されておらず、『お湯殿の上日記』にも女性が連歌に一座した記事は見いだすことができない。

こうした状況をどのように考えればよいだろうか。それは、女性たちによる、もしくは女性が主役となる催しは、記録に残すべきではない、私的かつ秘やかに行われるべきものという意識が、基本的にあつたためではないだろうか。女中統歌は、禁裏の最も公儀の和歌行事である月次和歌を模したものであるとはいえ、あくまで男性社会における行事を真似た、決して公的行事には数えられない「模」「擬」の位置に留まるものである。『新撰菟玖波集』入集句の古典となる連歌作品も、女中統歌も、史料に面影すら留めていないのは、女性が主役となる催しは記録に残さないのが基本であつたからではないか。

女性が禁裏の和歌行事から姿を消すのが、後柏原天皇の代であることは、前稿でも指摘した。その理由として、勅撰和歌集への希望がつけえられたため、女性歌人の必要性が失われたためであると考察した。それに付け加え、女性が公的な和歌行事の出詠に加えられなくなるのは、后不在の後宮で、天皇に「入内する」のではなく「参仕する」女官たちは、あくまで天皇の私的生活に仕える、裏方にあたる存在であるという、基本的認識があつたためではないか。天皇の公的生活を支えるのは男性の公家たちであるという認識がそもそも根底にあり、それが一層強まったために、女性が公的な和歌行事に加えられなくなったのではないだろうか。そのように考えると、月次和歌への出詠が知られる女性たちが、後土御門天皇の代の旧院上臈・三条冬子、勾当内侍・四辻春子、後柏原天皇の代の上臈・大炊御門信子、

大納言典侍・広橋守子、いずれも天皇から寵愛を受けるのではなく、あくまで女官として仕えた女性たちに限られているのも、天皇の寵愛を受け子を産んだ女官は公的和歌に出詠を憚られるような意識があった、つまり天皇の「公」と「私」を分ける意識があったことを窺わせるのである。女性たちが主役となる文芸が表だって残されないのは、それが私的で秘やかに行われる、公的記録に残すべきでない性質のものであったと捉えられていたという理由を考えておきたい。

〔注〕

- (1) 『お湯殿の上日記』文明十四年十一月九日条に「こんすけどの御いとまごひに御まいり」、同・十六年三月二十九日条に「こんすけ殿返りまいりあり。ひんがし山どのより申されて、色／＼したくまいらせられて御まいりあらせらるゝ」とある。この間、義尚のもとにいたのであれば、①文明十六年三月二十八日は内裏に帰参する直前にあたり、②のみ万里小路命子が出詠していない理由として妥当であると考えられる。
- (2) 『実隆公記』(文明12・8・12)に「今日式部卿宮上臈「右府息、去年八月参入」姫宮降誕云々」とある。なお、「右府」とは右大臣・今出川教季のこと。
- (3) 角田文衛「後宮の残照(2)室町時代」(『国文学 解釈と教材の研究』25—13、昭55・10)
- (4) 脇田晴子『中世女性史の研究——性別役割分担と母性・家政・性愛——』(平4・東京大学出版会)第5章「宮廷女房と天皇」参照。
- (5) あちやちやの局・勸修寺藤子の和歌事蹟については、資料本文に問題があるが、それについては前稿の注(22)にて詳述した。

(6) 吉野芳恵「室町時代の禁裏の女房——勾当内侍を中心として——」（『国学院大学大学院紀要（文学研究科）』13、昭56）、木村洋子「室町時代中・後期女房職相伝をめぐって——大納言典侍 広橋家を中心に——」（『家・社会・女性——古代から中世へ——』（平9・吉川弘文館）所収）参照。

(7) 『和長卿記』（明応9・10・30）に、房子について「勸修寺姉也」とある。湯川敏治『戦国期公家社会と荘園経済』（平17・続群書類従完成会）補論第二章『御湯殿上日記』に見る宮廷の女性たち——文明期を中心に——参照。

(8) 大阪市立大学図書館森文庫蔵「後土御門院御詠草」（後土御門Ⅲ）には、「月 文明十三三廿五安禅寺宮卅首統歌」（248 詞書）、「初郭公 文明十三八廿九旧代上臈卅首統歌」（87 詞書）「簷菖蒲 文明十二五十八同廿首統歌」（88 詞書）の詞書が見え、安禅寺宮・芳苑恵春と旧院上臈・三条冬子が三十首ないし二十首統歌を主催していたことが知られる。これらも月末開催ではあるが、時期が女中統歌より早いものであること、また頭役ではなく主催者であつたらしいので、女中統歌とは別種の催しであると考えられる。

(9) 兼題の統歌については、山本啓介「統歌」とは何か——和歌会作法書を手がかりに——」（『和歌文学研究』96、平20・6）に詳しい。

(10) 井上宗雄『中世歌壇史の研究 室町後期』（初版昭47・改訂新版昭62・明治書院）第二章1「宮廷歌壇」、伊藤敬『室町時代和歌史論』（平17・新典社）第六章三『公宴統歌』——十五・六世紀宮廷和歌史稿——小番衆・三条家・月次御会のことども、高柳祐子「和歌史の岐路に立つ天皇——後柏原天皇と御会の時代——」（『国語と国文学』86—8、平21・8）

(11) 室町殿打聞の撰集過程については、岩橋小彌太「足利義尚の和歌撰集（上）（下）」（『歴史と地理』17—2・

4、大5）、井上宗雄『中世歌壇史の研究 室町前期』（初版昭36・改訂版昭59・風間書房）第八章7「義尚の和歌撰集 付・近江出陣」に詳しい。

(12) 前掲注(11) 岩橋論文、新日本古典文学大系47『中世和歌集 室町篇』（平2・岩波書店）伊藤敬解説、吉野朋美「（終わり）を生きる歌人たち——勅撰集の終焉に関する一試論——」（中世文学と隣接諸学6『中世詩歌の本質と連関』（平24・竹林舎）所収）

(13) 注(11) 井上氏著書

(14) 当初、大内政弘には義尚の打聞事業を継承・再興する意志があったという指摘がある。金子金治郎『新撰菟玖波集の研究』（昭44・風間書房）第二編第一章二「撰集の経過」参照。

(15) 武井和人『中世和歌の文献学的研究』（平1・笠間書院）第4章第1節「私家集末尾に勅撰集による補遺を加へるといふこと——勅撰集の終焉——」

(16) 奥田勲「中世文学における女——連歌作者に女性はなぜいないか」（『中世文学』40、平7・6）、鶴崎裕雄・田刈旬美子・綿拔豊昭・廣木一人『≒座談会』連歌を担った人びと（『隔月刊 文学』12―4、平23・7）

和歌本文・歌番号は新編私家集大成（CD-ROM版）に依る。他の本文引用は以下に依った。なお、濁点・返り点はわたくしに付す。『お湯殿の上日記』：統群書類従・補遺三（統群書類従完成会、『実隆公記』：『実隆公記』（統群書類従完成会大洋社）、『十輪院内府記』：史料纂集（統群書類従完成会）、『親長卿記』：増補史料大成（臨川書店）、『後法興院記』：陽明叢書記録文書篇（思文閣出版）

【付記】本稿は、平成二十六年中世文学会秋季大会（平成二十六年十月五日於金沢市文化ホール）における口頭発表「室町時代の女流歌人たち」の前半部に基づき成稿したものである。なお成稿にあたり、発表時から見解を改めた箇所がある。

なお本稿はJSPS科研費（若手研究（B）25770100・15K16695）による研究成果の一部である。